

職業紹介イメージフロー



人材サービス総合サイトに掲載

- ・紹介による就職者数
- ・無期雇用就職者数
- ・無期雇用就職者のうち6か月経過後の離職者及び離職したか明らかでない者の数
- ・手数料・返戻金制度に関する事項 等



事業所に掲示等

- ・許可証
- ・業務運営規程（業務運営要領様式例第1号参照）
- ・手数料表
- ・返戻金制度に関する事項を記載した書面

職業紹介責任者

- ・苦情処理、紹介従事者への教育等
- ・「厚労省人事労務マガジン」にて情報把握

求

参考例2 求職申込み

※ 求職者の個人情報を収集する際は業務の目的を明らかにすることが必要

参考例3 取扱職種の範囲等の明示

- ①取扱職種の範囲等
- ②手数料に関する事項（手数料表を含む）
- ③苦情の処理に関する事項
- ④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤返戻金制度に関する事項

職

職

参考例1-1 求人申込み
労働条件の明示

※ 求人者が求人不受理の対象に該当するかの自己申告（参考例1-2）を求めることが必要（業務運営要領様式例第7号参照）

参考例3 取扱職種の範囲等の明示

- ①取扱職種の範囲等
- ②手数料に関する事項（手数料表を含む）
- ③苦情の処理に関する事項
- ④求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項
- ⑤返戻金制度に関する事項

業

業

紹

介

事

業

者

者

参考例5 求職管理簿作成

参考例4 求人管理簿作成

参考例1-1 労働条件の明示

求人のおっせん
（職業紹介）

求職のおっせん
（職業紹介）

者

者

明示した労働条件等を変更する場合、変更内容等を書面の交付等により明示（求人者への説明は参考例6を参照）

雇用契約の締結

従

業

員

参考例7
手数料管理簿作成

手数料の支払い

2年以内の転職勧奨禁止

紹介により無期雇用労働者として就職した者の就職日から2年間は転職の勧奨を行ってはならない。

情報提供等のための調査

- ・無期雇用就職者の6か月以内の離職（解雇除く）状況を調査
- ・調査結果等を求人・求職管理簿に記載

雇

用

者